決算

平成24年度　歳出総額
89億8,752万円

総務財政課

平成24年度決算状況について

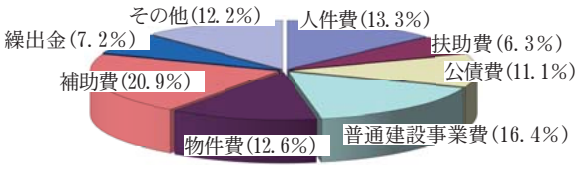
今金町の台所事情をお知らせいたします

▼今金町の台所事情とも言える平成24年度の「決算」が、第3回今金町定例議会に報告され、9月25日に承認となりました。

▼一般会計における歳出総額は55億8148万円（8.2％増）、歳入は56億2488万円（7.6％増）となっています。

①一般会計　～　使ったお金（性質別歳出決算と構成状況）

科目	平成24年度	構成比	平成23年度	前年比較	
				増減額	増減率
義務的経費	17億1,601万円	30.7	17億1,442万円	159万円	0.1
人件費	7億4,416万円	13.3	7億5,563万円	△ 1,147万円	△ 1.5
扶助費	3億5,130万円	6.3	3億4,549万円	581万円	1.7
公債費	6億2,055万円	11.1	6億1,330万円	725万円	1.2
普通建設事業費	9億1,700万円	16.4	9億　145万円	1,555万円	1.7
その他の経費	29億4,847万円	52.9	25億4,046万円	4億　801万円	16.1
物件費	7億　45万円	12.6	6億7,585万円	2,460万円	3.6
補助費	11億6,847万円	20.9	10億4,737万円	1億2,110万円	11.6
繰出金	4億　88万円	7.2	4億2,526万円	△ 2,438万円	△ 5.7
その他	6億7,867万円	12.2	3億9,198万円	2億8,669万円	73.1
合　計	55億8,148万円	100.0	51億5,633万円	4億2,515万円	8.2



●義務的経費については前年度とほぼ同額ですがその内訳については人件費が減少し扶助費・公債費が増加しております。

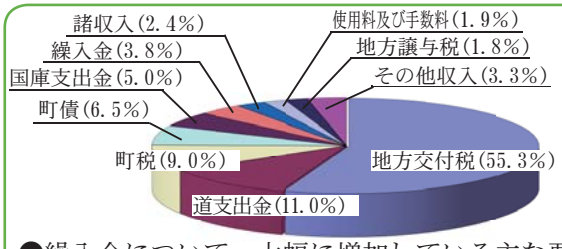
●普通建設事業費について、対前年度比 1.7％増加している主な要因としては、農業体質強化基盤整備促進事業等の増があげられます。

●その他経費について、対前年度比で16.1％増加している主な要因としては、公共施設整備基金積立金の増があげられます。



②一般会計　～　入ってきたお金（歳入決算と構成状況）

科目	平成24年度	構成比	平成23年度	前年比較	
				増減額	増減率
地方交付税	31億　871万円	55.3	29億7,575万円	1億3,296万円	4.5
道支出金	6億1,971万円	11.0	3億2,007万円	2億9,964万円	93.6
町税	5億　781万円	9.0	5億1,723万円	△ 942万円	△ 1.8
町債	3億6,530万円	6.5	3億1,080万円	5,450万円	17.5
国庫支出金	2億8,125万円	5.0	4億1,447万円	△ 1億3,322万円	△ 32.1
繰入金	2億1,139万円	3.8	832万円	2億　307万円	2,440.7
諸収入	1億3,697万円	2.4	2億2,301万円	△ 8,604万円	△ 38.6
使用料及び手数料	1億　815万円	1.9	1億1,228万円	△ 413万円	△ 3.7
地方譲与税	1億　241万円	1.8	1億　976万円	△ 735万円	△ 6.7
その他収入	1億8,318万円	3.3	2億3,417万円	△ 5,099万円	△ 21.8
合　計	56億2,488万円	100.0	52億2,586万円	3億9,902万円	7.6



●道支出金について、対前年度比　93.6％増加している主な要因としては、農業体質強化基盤整備促進事業補助金等の増があげられます。

●繰入金について、大幅に増加している主な要因としては、土地開発基金繰入金等の増があげられます。

●諸収入について、対前年度比　38.6％減少している主な要因としては、個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金等の減があげられます。

限られた財源をもっとも有効に使うよう、経常経費の節減を図りながら、明るく住みよい町づくりを目指し、福祉の向上、産業基盤の充実など、町民の生活に密着した事業が執行されました。

③会計別決算状況

会計名	歳出（前年対比）	歳入（前年対比）
一般会計	55億8,148万円（ 8.2％）	56億2,488万円（ 7.6％）
特別会計	34億 604万円（ 5.9％）	34億1,803万円（ 5.9％）
・国保事業	10億 487万円（ 4.4％）	10億 679万円（ 4.3％）
・後期高齢者医療	7,681万円（ 6.8％）	7,687万円（ 6.8％）
・介護保険	7億 394万円（ 11.3％）	7億 505万円（ 11.1％）
保険事業勘定	6億9,623万円（ 11.3％）	6億9,724万円（ 11.2％）
サービス事業勘定	771万円（ 4.8％）	781万円（ 5.2％）
・介護老人保健施設	3億8,735万円（△ 2.2％）	3億8,741万円（△ 2.2％）
収益的収入、支出	3億6,620万円	3億6,626万円
資本的収入、支出	2,115万円	－
損益勘定留保資金	－	2,115万円
・国保施設(病院)	8億7,542万円（ 14.4％）	8億7,638万円（ 14.4％）
収益的収入、支出	7億3,795万円	7億3,891万円
資本的収入、支出	1億3,747万円	7,701万円
損益勘定留保資金	－	6,046万円
・簡易水道事業	1億2,776万円（△ 5.8％）	1億3,555万円（△ 2.5％）
・下水道事業	2億2,989万円（△ 9.5％）	2億2,998万円（△ 9.5％）
合計	89億8,752万円（ 7.3％）	90億4,291万円（ 7.0％）

④その他　決算指標

主な事業内容（歳出）一般会計

《補助事業》

・農業体質強化基盤整備促進事業	・・・	3億2,732万円
・学童保育所建設事業	・・・	8,106万円
・八束高台線交付金事業	・・・	3,268万円
・林業専用道稲穂支線開設事業	・・・	2,903万円
・浄化槽設置整備事業	・・・	2,760万円
・中央通線交付金事業	・・・	2,604万円
・イマヌエル通線交付金事業	・・・	2,585万円
・障がい者支援施設ひかりの里改築事業	・・・	2,410万円
・森林整備地域活動支援事業	・・・	1,355万円

《単独事業》

・車両格納庫建設事業	・・・	1億1,218万円
・防雪柵設置取外し事業	・・・	3,446万円
・道有住宅購入事業	・・・	2,090万円
・造林事業	・・・	1,937万円
・大和公園整備事業	・・・	1,691万円
・学童保育所外構整備事業	・・・	956万円
・辺地共聴施設整備事業	・・・	945万円

積立金（基金及び資金）	
内訳	年度末現在高
各会計財政調整基金	9億2,602万円
・財政調整基金(一般会計)	7億4,995万円
・国保会計財政調整基金	3,721万円
・簡易水道財政調整基金	1億3,886万円
土地開発基金	0万円
生活交通路線確保対策基金	2億 240万円
減債基金	6億5,202万円
ふるさと創生基金	1億9,541万円
地域福祉基金	1億4,423万円
公共施設整備基金	13億 572万円
その他基金	1億7,447万円
合計	36億 27万円
備荒資金積立金	18億9,033万円

借入金（町債の借入状況）	
内訳	年度末現在高
【一般会計】	53億6,632万円
【特別会計】	23億1,323万円
・国保施設(病院)	1億1,745万円
・老人保健施設	3億5,491万円
・簡易水道	2億8,367万円
・公共下水道	15億5,720万円
合計	76億7,955万円

【一般会計】平成24年度は3億6,530万円を借入れ、元金5億3,832万円、利子8,224万円を償還したことにより、昨年度と比べ、1億7,302万円、借入残高が減少しております。主な要因は、国道支出金等を有効活用したことにより、地方債の借入れを抑制したためです。

【特別会計】平成24年度は5,700万円を借入れ、元金2億1,753万円、利子5,124万円を償還したことにより、昨年度と比べ1億6,053万円借入残高が減少しております。

⑤健全化判断比率の状況について

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生性の必要を判断するためのものとして、４つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

●実質赤字比率は？

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
－	15％	20％

●連結実質赤字比率は？

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
－	20％	30％

●実質公債費比率は？

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
9.1％	25％	35％

●将来負担比率は？

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
－	350％	

●公営企業資金不足比率は？

介護老人保健施設特別会計	国民健康保険特別会計施設勘定	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計
－	－	－	－

経営健全化基準
20％

【用語解説】

●早期健全化基準

早期健全化基準を超えた場合、その市町村は**財政健全化計画**の策定が義務付けられます。

●財政再生基準

再生基準を超えた場合、その市町村は**財政再生計画**の策定が義務付けられます。財政再生計画に対して国の同意がない場合は、一部を除き地方債の起債が制限されます。

●経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、その公営企業会計は**経営健全化計画**の策定が義務付けられます。